

千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例の制定について

千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例

(設置)

第一条 県は、寄附金を活用した県立学校における特色のある教育活動を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県県立学校チャレンジ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、県立学校における特色のある教育活動を推進するための資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二条の四第一項及び第二項、第二十五条の五第一項、第二十八条の二第一項、第二項及び第四項、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項」に、「同法」を「法」に改める。

第二条中「職員」の下に「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第八条第一項に規定する大学の教員(以下「大学の教員」という。)を除く。次条から第五条までにおいて同じ。)」を加える。

第三条を次のように改める。

(定年)

第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。ただし、次の各号に掲げる公署に勤務する医師及び歯科医師以外の医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

一 千葉県病院局の本局(千葉県行政組織条例(昭和三十三年千葉県条例第三十一号)第三条に規定する本庁に相当するものをいう。)

二 千葉県がんセンター

三 千葉県救急医療センター

四 千葉県精神科医療センター

五 千葉県こども病院

第四条第一項中「のいづれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改

め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて千葉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に、「より」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「、第一項」を「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項」に、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第五項中「人事委員会規則」を「千葉県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」に改める。

第五条の次に次の十条を加える。

（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医師及び歯科医師並びに大学の教員が占める職を除く。第八条から第十二条までに おいて「管理監督職」という。）とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）第八条の二第一項、千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）第三条の二及び千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第五条に規定する職

二 警察法第六十二条に規定する警視又は警部（前号に掲げる職を除く。）

三 前各号に掲げるもののほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢(次条及び第九条において「管理監督職務上限年齢」という。)は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等をするに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(第三号並びに次条及び第十二条において「他の職への降任等」という。)をするに当たつては、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、法第二十八条の二第一項本文の規定による降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職及び管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。

この場合において、前項中「任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(第三号並びに次条及び第十二条において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「千葉県警察本部長は、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第一号及び第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「法第二十八条の二第一項本文の規定による降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)」とある

のは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「管理監督職」とあるのは「官職」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことのできない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他

の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるとできる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任若しくは転任（降給を伴う転任に限る。）をする場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、期日を定めて延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由がなくなつた場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由がなくなつたときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日（教育公務員特例法第八条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十八条の六第一項の規定により学長が指定する日を含む。）をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が組織する地方公共団体の組合の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（人事委員会規則への委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する特例）」を付し、同項から附則第四項までを次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第

号。以下「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条第一項ただし書に規定する医師及び歯科医師に相当する職員については、前項の規定は、適用しない。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条ただし書の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

附則第五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(情報の提供及び勤務の意思の確認)」を付し、同項を次のように改める。

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第一項ただし書に規定する医師及び歯科医師に相当する職員並びに大学の教員を除く。以下同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかつた者で、当該前年度の末日後に採用された職員(異動等により当該前年度の末日を経過することとなつた職員(以下「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員である職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。附則に次の一項を加える。

6 千葉県警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年千葉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「いう。以下同じ。」及び「をいい、法第二十八条の二第一項に規定する降給を除く。以下同じ。」及び「に、「とする」を「並びに同項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、当該下位の職務の級に変更することをいう。）とする」に改める。

第三条中「職員が」の下に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか」を加える。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、法第四十九条第三項の規定により同条第二項に規定する説明書（法第二十八条の二第一項に規定する降任及び降給に係る説明書に限る。）を交付したときは、速やかに当該説明書の写しを人事委員会に送付しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（給与条例附則第三十二項の規定による降給に関する規定の適用）

2 職員の給与に関する条例附則第三十二項の規定による降給に関する第二条及び第五条第四項の規定の適用については、当分の間、第二条中「とする」とあるのは「並びに職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）附則第三十二項の規定による降給とする」と、同項中「降給」とあるのは「降給並びに職員の給与に関する条例附則第三十二項の規定による降給」とする。

3 第五条第一項の規定は、職員の給与に関する条例附則第三十二項の規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知をするものとする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項を次のように改める。

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号。以下「定年条例」という。）第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条

第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二第二項中「又は第四条」及び「（以下「任期付職員」という。）」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「任期付職員条例第四条の規定により採用された職員」に、「前各項の規定にかかわらず、これら」を「前項」に、「第二条第三項又は第四項」を「第二条第四項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十三条の四第一項ただし書中「短時間勤務職員」を「法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に、「その者」を「当該短時間勤務職員」に改め、同項第一号中「再任用職員及び任期付職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第三条又は第四条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の五第一項中「その者に」を「当該者に」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該短時間勤務職員」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「その」を「当該」に改める。

第二十条第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条の五第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の二第三項中「第八条の三」を「第五条第四項から第十二項まで、第八条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「第八条の三」を「第五条第四項から第十二項まで、第八条の三」に改める。

第二十三条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「定年条例第十三条又は第十四条第一項」に改める。

附則に次の十一項を加える。

32 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第三十四項及び第三十六項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受け

る号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

33 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第 号）第一条の規定による改正前の定年条例第三条第一項ただし書に規定する医師及び歯科医師に相当する職員（次号に掲げる職員を除く。）

三 定年条例第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師

四 定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第六条に規定する管理監督職を占める職員

六 教育公務員特例法第八条第一項に規定する大学の教員

34 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第三十八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三十二項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第三十六項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（附則第三十六項に規定する職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

35 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

36 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定

日給料月額が当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表（一）に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

37 附則第三十五項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三十五項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

38 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第三十四項及び第三十六項に規定する職員を除く。）であつて、附則第三十四項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十四項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第三十四項若しくは第三十六項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十四項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

40 附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する第十三条の四第一項及び第十三条の五第一項の規定の適用については、第十三条の四第一項第一号及び第二号並びに第十三条の五第一項第二号中「二万六千円」とあるのは「一万八千二百円」と、第十三条の四第一項第三号及び第四号並びに第十三条の五第一項第三号及び第四号中「三万二千元」とあるのは「二万二千四百円」と、同項第一号及び第三号中「一万九千円」とあるのは「一万三千三百円」と、同項第二号中「一万六千円」とあるのは「一万二千二百円」とする。

41 附則第三十四項、第三十六項、第三十八項又は第三十九項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第五項（第二十条の四第四項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用について

は、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第三十四項、第三十六項、第三十八項又は第三十九項の規定による給料の額との合計額」とする。

42 附則第三十二項から前項までに定めるもののほか、附則第三十二項の規定による給料月額、附則第三十四項の規定による給料その他附則第三十二項から前項までの規定の施行に必要事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準							
	給料月額	円																		
	187,700	円	215,200	円	255,200	円	274,600	円	289,700	円	315,100	円	356,800	円	389,900	円	441,000	円	521,400	円
任期付職員	基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準							
	給料月額	円																		
	154,900	円	195,500	円	227,800	円	257,500	円	274,800	円	294,200	円	325,600	円	361,000	円	405,600	円	521,700	円

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準		基 準					
	給料月額	円																
	241,500	円	253,200	円	257,300	円	288,600	円	305,100	円	319,200	円	342,800	円	377,900	円	409,500	円

別表第三イ 教育職給料表(一)再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準		基 準		基 準		基 準		基 準	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	282,800	円	293,800	円	315,700	円	399,700	円		

別表第三ロ 教育職給料表(二)再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準							
	給料月額 円							
任期付職員	給料月額 円							
	188,300	211,300	264,100	276,000	301,300			

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準						
	給料月額 円						
任期付職員	給料月額 円						
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400		

別表第五イ 医療職給料表(一)再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準						
	給料月額 円						
任期付職員	給料月額 円						
	274,500	307,200	353,900	428,700			

別表第五ロ 医療職給料表(二)再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準							
	給料月額 円							
任期付職員	給料月額 円							
	173,600	194,700	216,100	236,800	265,200	303,900	335,900	395,600

別表第五ハ 医療職給料表(三)再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準									
	給料月額 円									
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600			
任期付職員	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	176,700	209,800	233,100	252,300	274,700	307,500	336,800			

別表第六再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改めらる。

定年前再任用短時間勤務職員	基準								
	給料月額 円								
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200				
任期付職員	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	184,600	236,800	263,400	307,100	328,800				

別表第七再任用職員及び任期付職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄及び任期付職員の欄を次のように改めらる。

定年前再任用短時間勤務職員	基準								
	給料月額 円								
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800			
任期付職員	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	178,500	202,200	245,400	260,900	294,200	325,600			

(千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第四条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第十八条第二項中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）第三條に規定する定年から五年を減じた年齢」を「五十五歳」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十一条第二項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九

年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四条第一項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「の規定により採用された者、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号。以下「定年条例」という。第十三条又は第十四条第一項)に改め、同条第二項中「又は第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「及び定年条例第十三条又は第十四条第一項」に改める。

第二条の三中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項中「地方公務員法第二十八条の二第一項」を「法第二十八条の六第一項(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」に、「同法第二十八条の三第一項」を「法第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項中「地方公務員法第二十八条の二第一項」を「法第二十八条の六第一項」に、「同法第二十八条の三第一項」を「法第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)」を「定年条例」に改め、「定年退職日」の下に「(千葉県人事委員会規則で定める者にあつては、千葉県人事委員会規則で定める日)」を加え、「十年」を「十五年(千葉県人事委員会規則で定める者にあつては、千葉県人事委員会規則で定める年数)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者についての準用)

第五条の三の二 第五条の二第一項(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、同項中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定

による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう)とあるのは「俸給月額の変額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の第二項に規定する俸給月額の変額改定をいう)と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「の規定により」を「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定により」に改め、同条第一号中「に六十」を「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条において読み替えて準用する第五条の第二項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」に改め、同条第二号中「に掲げる」を「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」に掲げる」に改める。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の第二項の」を「第五条の第二項(」に改め、同表第六条の二第一号の項中欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条において読み替えて準用する第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」を加え、同項下欄中「及び」を「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条において読み替えて準用する第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この条において同じ。及び」に改める。

第六条の四第一項中「地方公務員法」を「法」に改め、「。以下「施行令」という。及び「(昭和二十四年法律第一号)」を削り、「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「及び」を「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。))及び」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「地方公務員法」を「法」に、「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、同条第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

第二十一条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「定年条例第十三条又は第十四条第一項」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則第二項から第二十四項までを削る。

附則第二十五項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十六項中「第四条」を「（昭和五十九年法律第七十一号）第四条」に、「第五条」を「（昭和五十九年法律第八十七号）第五条」に、「第二条第二項」を「（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第二十七項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十八項を附則第五項とする。

附則第二十九項中「条例第二十九号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年千葉県条例第二十九号。次項及び附則第八項において「昭和四十八年改正条例」という。）」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで並びに附則第十五項から第十九項まで、第二十一項及び第二十二項」に、「附則第二十九項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十項中「条例第二十九号」を「昭和四十八年改正条例」に改め、「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則

第十八項及び第十九項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十一項中「条例第二十九号」を「昭和四十八年改正条例」に、「第五条」を「第五条又は附則第十六項」に、「附則第二十九項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十二項及び第三十三項を削る。

附則第三十四項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とする。

附則中第三十五項から第三十七項までを削り、第三十八項を第十項とし、第三十九項を第十一項とする。

附則第四十項中「千葉県人事委員会が」を「人事委員会が」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二において読み替えて準用する第五条の二第一項に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第四十一項を附則第十四項とする。

附則に次の八項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。

17 前二項の規定は、次の各号に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第 号）第一条の規定による改正前の定年条例第三条第一項ただし書に規定する医師及び歯科医師に相当する職員（次号に掲げる者を除く。）
 - 二 定年条例第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師
 - 三 教育公務員特例法第八条第一項に規定する大学の教員
- 18 職員の給与に関する条例附則第三十二項の規定による職員の給料月額の変定（以下「給料月額七割措置」という。）は、給料月額の変定改定に該当しないものとする。
- 19 その基礎在职期間中に給料月額七割措置により給料月額が変定されたことがある退職した者のうち、給料月額七割措置の適用がなかったものとした場合に第五条の二第一項の規定の適用がある者（給料月額七割措置によりその者の給料月額が変定された日（以下「七割措置減額日」という。）前に給料月額の変定改定以外の理由（以下「七割措置減額日前の理由」という。）により給料月額が変定されたことがある者に限る。）にあつては、七割措置減額日前の理由が生じた日（以下「特定減額日」という。）における当該七割措置減額日前の理由により変定されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）及び七割措置減額日における給料月額七割措置（給料月額の変定改定以外の理由を含む。）により変定されなかったものとした場合のその者の給料月額（以下「七割措置減額前給料月額」という。）が、それぞれ退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の二までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、千葉県人事委員会規則で定める場合については、この限りでない。
- 一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - 二 七割措置減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の七割措置減額前給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
 - 三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて

得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

20 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号口に掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に前項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置減額前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に前項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額、七割措置減額前給料月額に同項第三号口に掲げる割合から同項第二号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から同項第三号口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

21 当分の間、第五条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定による任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、次項に規定する者並びに千葉県人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句
第五条の三		定年条例第二条に規定する定年退職日	六十歳（附則第十七項第二号に掲げる者にあつては、六十五歳）に達した日以後における最初の三月三十一日
同項	退職の日において定められているその者に係る定年から十五年	六十歳（同号に掲げる者にあつては、六十五歳）から十年	
		同項	第五条第一項

22	当分の間、第五条第一項に規定する者（職制の改廃、定数若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限り、千葉県人事委員会規則で定める者を除く。）のうち、六十歳（附則第十七項第二号に掲げる職員にあつて	第五条の三の表 及び第六条の三の表	退職の日において定められているその者に係る定年	六十歳（附則第十七項第二号に掲げる者にあつては、六十五歳）
		第五条の三の二	前条 百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）	附則第二十一項の規定により読み替えて適用する前条
		第六条の三の表 第六条の三の表 第六条の二の項	第五条の三 第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項（ 適用する同項第二号 口 同条 適用する同項の	附則第二十一項の規定により読み替えて適用する第五条の三 附則第二十一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口（第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。） 附則第二十一項の規定により読み替えて適用する第五条の三 適用する第五条の二第一項（附則第二十一項の規定により読み替えて適用する 附則第二十一項の規定により読み替えて適用する第五条の三）

は、六十五歳）に達した日以後における最初の三月三十一日から一年前の日後に退職した者に対する第五条の三、第五条の三の二、第六条の三並びに附則第十九項及び第二十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 第五条の三	読み替えられる字句 あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から十五年（千葉県人事委員会規則で定める者にあつては、千葉県人事委員会規則で定める年数）を減じた年齢以上であるもの		読み替える字句 あるもの	
	第五条の三の表及び第六条の三の表	百分の三（年数が一年である職員にあつては、百分の二）	百分の二を年数で除して得た割合	
第五条の三の二	前条	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	
第六条の三の表	第五条の三	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する第五条の三	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する第五条の三	
第六条の三の表	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項（	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	
第六条の二の項	より読み替えて適用する第五条の二第一項（	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	
同条	適用する同項第二号ロ	適用する前条	適用する前条	
		附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前条	

	附則第十九項第一号		附則第十九項第二号ロ及び第二十項	附則第十九項第
適用する同項の	及び特別特定減額前給料月額	七割措置減額前給料月額に、	特別特定減額前給料月額	退職日給料月額に、
て適用する第五条の三	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	七割措置減額前給料月額及び七割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	退職日給料月額及び退職日給料月額に

三 号		退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第二十項	前項の	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前項の
附則第二十項第 二号	前項第二号ロ	附則第二十二項の規定により読み替えて適用する前項第二号ロ
附則第二十項第 二号イ	及び七割措置減額前 給料月額	並びに七割措置減額前給料月額及び七割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第二十項第 二号ロ	七割措置減額前給料 月額	七割措置減額前給料月額及び七割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
及び退職日給料月額		並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日にお

るその者の年齢との差に相当する年数
一年につき百分の二を退職の日におい
て定められているその者に係る定年と
退職の日におけるその者の年齢との差
に相当する年数で除して得た割合を乗
じて得た額の合計額

別表を削る。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の特務勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第八項第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四条第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条第二項中「第二十八条の五第一項」を「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定を受ける職員に関する夜間学級担当手当の特例)

11 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄の規定の適用については、当分の間、同欄中「二六、〇〇〇円」とあるのは「一八、二〇〇円」と、「三二、〇〇〇円」とあるのは「二二、四〇〇円」とする。

別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第八条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項の表勤務時間条例第十二条第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

11 給与条例附則第三十四項、第三十八項又は第三十九項の規定による給料を支給される職員に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十四項、第三十八項又は第三十九項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第十条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第十七条の表第五条の二第二項及び第二項の項中「第五条の二第二項及び第二項」を「第五条の二第二項」に改め、同表第十三条の四第一項各号列記以外の部分ただし書の項中欄中「短時間勤務職員」を「法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)」に改め、同項に次のように加える。

当該短時間勤務職員

当該育児短時間勤務職員等

第二十条の表第十三条第二項各号列記以外の部分の項中「第二十八条の五第一項」を

「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項」に改める。

第二十三條の表第二十一條の二第三項の項中「第八條の三」を「第五條第四項から第十二項まで、第八條の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四條中「及び」とあるのは「、」とあるのは「」に、「及び」とする」を「、」とする」に改める。

第二十五條第二号中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十六條第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の二項を加える。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

4 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第三十二項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

5 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例附則第十一項の規定の適用については、同項中「一八、二〇〇円」とあるのは「一八、二〇〇円に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「二二、四〇〇円」とあるのは「二二、四〇〇円に、算出率を乗じて得た額」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三條又は第十四條第一項」に改め、「で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第十二條第一項第一号及び第四項並びに第十八條の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十二条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第二十二条第二項中「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第三条に規定する定年から五年を減じた年齢」を「五十五歳(医師又は歯科医師である職員にあつては、六十歳)」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十六条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四条第一項」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第十四条 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、五十五歳(次の各号に掲げる職員にあつては、六十歳)とする。

一 医師及び歯科医師

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第八条第一項に規定する大学の教員

(千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十五条 千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年千葉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十六条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十四年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項中「受けていた給料月額」の下に「（給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。））」を加え、「（給与条例附則第三十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を削る。

（職員の給与に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十七条 職員の給与に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年千葉県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十八条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年千葉県条例第三十六号）第二条の規定による改正前の給与条例（以下「平成二十九年改正前の給与条例」という。）」に改める。

附則第七項中「給与条例」を「平成二十九年改正前の給与条例」に改める。

附則第二十六項中「の額（）」を「の額（給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。））」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第十九条 職員の再任用に関する条例（平成十三年千葉県条例第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条中職員の退職手当に関する条例附則第三十四項の改正規定及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

5 第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第三十二項の規定は、令和三年改正法附則第三条第五項の規定又は附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。

6 令和三年改正法附則第三条第五項の規定又は附則第二項の規定により勤務している職員に対する第九条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新外国派遣条例」という。）第二条第二項、第十条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児条例」という。）第二

条及び第十条並びに第十二条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新公益的法人派遣条例」という。）第二条第二項及び第十一条の規定の適用については、新外国派遣条例第二条第二項第四号、新育休条例第二条第二号及び第十条第二号並びに新公益的法人派遣条例第二条第二項第四号中「されている職員」とあるのは「されている職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第 号）附則第二項の規定により勤務している職員」と、新公益的法人派遣条例第十一条中「第二条第二項各号」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する第二条第二項各号」とする。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置等）

7 任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第十二項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定又は令和三年改正法附則第十三条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第八条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、令和三年改正法附則第三条第五項の規定又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第十二項、第十三項、第十五項、第十六項、第十八項若しくは第十九項の規定により採用することをいう。次項第六号

において同じ。)をされたことがあるもの

8 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定又は令和三年改正法附則第十三条の規定による改正後の教育公務員特例法第八条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年改正法による改正後の地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新定年条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

9 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

10 前項の規定による暫定再任用職員(附則第七項、第八項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項、第十八項又は第十九項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

11 任命権者は、附則第九項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

- 12 任命権者は、附則第七項の規定によるほか、県が組織する地方公共団体の組合（次項並びに附則第十八項及び第十九項において「組合」という。）における令和三年改正法附則第四条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第八項の規定によるほか、組合における令和三年改正法附則第四条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 14 前二項の場合においては、附則第九項から第十一項までの規定を準用する。
- 15 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第七項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合）における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合）において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第十八項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 16 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第八項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合）における新条約定年をいう。附則第十九項及び第三十七項において同じ。）に達している者（新定年条例第十三條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その

他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前二項の場合においては、附則第九項から第十一項までの規定を準用する。

18 任命権者は、附則第十五項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における令和三年改正法附則第四條第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

19 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十六項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における令和三年改正法附則第四條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第十四條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

20 前二項の場合においては、附則第九項から第十一項までの規定を準用する。

21 新定年条例第二条に規定する大学の教員への採用についての附則第七項から第九項まで及び附則第十二項から前項までの規定の適用については、附則第七項中「旧条例定年（一）とあるのは「旧条例定年（施行日の前日において令和三年改正法附則第十三條の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第八條第一項の規定により読み替えて適用する令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の二第二項の規定により学長が定めた定年を含む。以下同じ。）（一）と、同項並びに附則第八項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項、第十八項及び第十九項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、附則第八項中「新条例定年」とあるのは「新条例定年（令和三年改正法附則第十三條の規定による改正後の教育公務員特例法第八條第一項の規定により読み替えて適用する令和三年改正法による改正後の地方公務員法第二十八條の六第二項の規定により学長が定める定年を含む。以下同じ。）（一）と、附則第九項（附則第十四項及び第十七項並びに前項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

- 22 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 23 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 24 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 25 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
- 26 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第七項から第二十項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び附則第二十八項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- 一 基準日以後に新たに設置された職
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 27 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 28 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- 29 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第三十一項及び第三十五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）及び単純な労務に雇用される者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関

する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

30 職員の育児休業等に関する条例第十七条に規定する育児短時間勤務等をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 暫定再任用短時間勤務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

32 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十三条の四第一項（新育児条例第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十三条の五第一項（新育児条例第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十条第三項、第二十条の五第二項、第二十一条の二第三項及び第二十三条第二項の規定を適用する。

33 新給与条例第二十条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第 号）附則第十項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

34 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第二十一条第二項、第七条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十一条の二第八項及び別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目並びに第十三条の規定による改正後の千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関

する条例第二十六条第三項の規定を適用する。

35 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十二条第一項及び第四項並びに第十八条の二の規定を適用する。

36 暫定再任用職員に対する第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第二条及び第二十一条第一項、新外国派遣条例第二条第二項並びに新公益的法人派遣条例第二条第二項及び第十一条の規定の適用については、新退職手当条例第二条第一項中「採用された者を」とあるのは「採用された者並びに職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第号）附則第十項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）を」と、同条第二項中「採用された者を」とあるのは「採用された者並びに暫定再任用職員を」と、新退職手当条例第二十一条第一項中「採用された者」とあるのは「採用された者及び暫定再任用職員」と、新外国派遣条例第二条第二項第一号及び新公益的法人派遣条例第二条第二項第一号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第号）附則第十項に規定する暫定再任用職員を除く。）」と、新公益的法人派遣条例第十一条中「第二条第二項各号」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第三十六項の規定により読み替えて適用する第二条第二項各号」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

37 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十三条又は第十四条第一項の

規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

38 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢（

令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（人事委員会規則への委任）

39 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

40 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年千葉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十五項若しくは第十六項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで並びに附則第十五項から第十九項まで、第二十一項及び第二十二項」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第十八項及び第十九項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十六項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項中「対する新条例」を「対する職員の退職手当に関する条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

41 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第二十九項」を「附則第六項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

42 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「並びに附則第二十九項から第三十一項」を「並びに附則第六項から第八項」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のもの）その他千葉県人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして千葉県人事委員会規則で定める職員が千葉県人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から同項、前項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項、前項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第四十一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第四十一項の規定は令和四年四月一日から、新条例第十条第四項の規定は同年七月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の千葉県人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第九号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三号の二上欄二中「及び同条第二項後段の規定による医療受給者証の受領」を削り、同欄ホ中「返還」を「受領及び返還」に改め、同表第二十九号上欄カを削り、同表第六十号上欄ル中「第五項及び第六項、」を「第六項及び第七項、」に、「第五項及び第六項の」を「第六項及び第七項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項仮設建築物建築許可申請手数料の目中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料の目中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同表教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に基づくものの項教育職員の普通免許状の授与手数料の目中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項職員の特別免許状の授与手数料の目中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項教育職員の臨時免許状の授与手数料の目中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項有効期間更新申請手数料の目及び有効期間延長申請手数料の目を削り、同表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）に基づくものの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十一号

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に、「第八十七条の三第五項及び第六項」を「第八十七条の三第六項及び第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。